

奈良県告示第四百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年二月七日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
五條市小島町（〇〇一）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所危機管理課
五條市檉辻町（〇〇二）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所危機管理課
五條市出屋敷町（〇〇七）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所危機管理課
五條市野原東（〇〇一）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所危機管理課
五條市野原東（〇〇七）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所危機管理課
五條市野原東（〇〇八）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所

壊警戒区域	おり	及び五條市役所危機管理課
五條市野原東（〇一一）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課
五條市大塔町辻堂（〇〇六）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。